

高浜市介護保険事業計画・ 高齢者保健福祉計画（中間報告） に対する意見と市の対応について お知らせします

問合せ先 いきいき広場内介護保険グループ
☎52-9871

1月16日から2月2日までの間に、市民の皆さんから意見を募集（パブリックコメント）したところ、2件（提出者2人）の意見をいただきました。
その概要をお知らせします。

意見① 介護保険料基準額が4、500円で検討しているようですが、今日の不況の中で一段と厳しいくらいの実態から、可能な限り低く抑えることが求められます。基金を100%活用して、4、000円程度に抑えるべきです。

回答① 第4期（平成21年度～23年度）の期間における介護サービス利用を、月額保険料換算4、769円と推計しました。これに支払準備基金の一部を取崩し、269円減額した、4、500円（平成20年11月25日現在）を保険料基準額として算定しました。
基金につきましては、想定しない給付の伸びに対応するための予備的な性格もあります。取崩し後の基金保有額（約5、000万円）につきましては、この予備費として充てるものとしていますが、基金取崩し額の妥当性につきましては、介護保険審議会での審議が必要となります。

意見② ドイツでは日本に先駆けて介護保険制度が導入され、今年で14年目、制度始まって以来大幅な改正が行われ、「要介護認定に体重加点が加えられた」とのこと。介護職の労働力は現状女性の介護員さんが中心で、サービスを受ける体重のある人への対応では大きな負荷となっています。日本、とりわけ本市としても参考にして、体重加点について、国への働きかけをしてはどうか。

回答② 日本の要介護認定につきましては、介護に要する時間がどれぐらいかを判定しています。現行の制度化においては、例えば2人がかりでなければ対応できないなど、その状態について認定調査票、主治医意見書に記述していただき、その介護に要する時間が増分となるか、二次判定において審議されます。
なお、介護認定のコンピュータによる一次判定の方法につきましては、種々の修正がなされてきました。例えば、認知に係る介護に要する時間が短く設定されているのではないかという現場の声から、現在それが反映された方法に変更されています。今後、介護の現場から、一次判定において、体重などの利用者

の状態を考慮して欲しいという声が高まった場合、新たに反映されていくものと考えております。

◆市内5地区（小学校区）で1月21日から29日にかけて地区説明会を開催し、活発な議論がされました。
その主な内容についてお知らせします。



質問① 第3期計画から第4期計画への大きな変更点は、

説明① 第4期計画は、第5期までの中間期間として位置づけられており、大きな改正はありません。

介護保険料につきましては、現行6段階から9段階区分の細分化を行いました。新たに追加